

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画は、庁内関係各課が連携し、全庁を挙げて子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、市民、地域団体の活動を支援するとともに、取組にあたっては、国、県、広域市町村との効果的な連携を図ります。

<参考> 子供の未来応援国民運動

(国、自治体、民間企業、団体、国民と連携し、社会全体で貧困にある家庭や子どもへの支援に取り組む運動)



資料:子供の未来応援国民運動パンフレット

2 計画の進行管理

本計画は、定期的に点検し評価することで施策・事業の着実な推進を図ります。

また、計画期間の最終年度に経年的な取組の効果等を検証した上で、社会情勢や法制度の動向を踏まえて、第三期子ども・子育て支援事業計画に統合します。